

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（情報政策課）	25
○道営土地改良事業計画の決定……………（農業施設管理課）	25
○道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課）	26
○北海道漁港管理条例第13条第1項第1号の規定による甲種漁港施設の使用に当たり 知事の許可を受けなければならない施設の指定の一部改正……………（漁港漁村課）	26
○漁港区域内の放置禁止区域等の一部改正……………（漁港漁村課）	26
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	26
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	27
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	27
○森林法による通知に代える公示……………（治山課）	28
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	28
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	31
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	33
○特定調達契約に係る入札の公告（3件）……………	34
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	38
○特定調達契約に係る入札の公告（2件）……………	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	42
道立病院局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	43

告 示
北海道告示第95号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月9日	北海道知事 高 橋 はるみ
1 落札に係る特定役務の名称及び数量 ほっかいどうスクールネット遠隔授業に使用するカメラ等機器の賃貸借 一式	
2 落札を決定した日 平成30年1月22日	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社 (2) 住 所 東京都港区港南二丁目15番3号	
4 落札金額 1,340,000円（消費税及び地方消費税を除く。）	
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
6 一般競争入札の公告 平成29年1月12日付け北海道告示第690号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課 (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目	
北海道告示第96号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。	
その関係書類は、平成30年2月13日から20日間、一般の縦覧に供する。	
平成30年2月9日	
地 区 名	事 業 の 種 類
東 山	農業用排水施設、暗渠排水、区画整理
ち え ぶ ん	農業用排水施設、区画整理
名 寄 幹 線	農業用排水施設
旭 正 北 中 央	区画整理
中 士 別 第 2	同
東 蕨 岱 東	農業用排水施設、区画整理
新 篠 津 北	同
大 麻	農業用排水施設
軍 豊 第 2	農業用排水施設、農業用道路、区画整理

北海道知事 高 橋 はるみ
縦 覧 場 所
北海道上川総合振興局
同
同
同
北海道石狩振興局
同
同
北海道十勝総合振興局

林務局治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第101号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年2月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町4372・4644（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成30年2月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 網走郡大空町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第103号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年2月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保 有珠郡壮瞥町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
(1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第104号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成30年2月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(2) (1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡豊浦町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、岩見沢市・勇払郡むかわ町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 1 通 知 の 内 容 平成30年北海道告示第38号
- 2 所在が不明な者 小沢 吉次郎、平良木 源助、堀内 勇、矢本 哲三

北海道告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年2月9日

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
アサチ内二の沢川（Ⅱ－34－0090）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字長知内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ノムラの沢川（Ⅱ－34－0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字幌毛志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
幌毛志川（Ⅱ－34－0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
沙流郡平取町字幌毛志、振内町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
川西の沢（Ⅱ－31－1120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
春日橋の沢（Ⅱ－31－1130）

(3) 変更後の指定施業要件

- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊浦町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、岩見沢市・むかわ町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北見市・勇払郡むかわ町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
北見市（次の図に示す部分に限る。）
- (イ) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (ウ) その他の森林については、主伐は、択伐による。
- (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を厚岸町役場の掲示場に掲示した。

平成30年2月9日

(2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 モイベツ川の沢（Ⅱ－31－1150） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 モイベツ川1号沢（Ⅱ－31－1160） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 モイベツ2号沢（Ⅱ－31－1170） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鵠川春川の沢（Ⅰ－31－1190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 春日北の沢（Ⅱ－31－1200） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号	キリカツ上の沢（Ⅱ－31－1210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日、旭岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 キリカツ下の沢（Ⅱ－31－1220） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日、旭岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 アツベツ沢川（Ⅱ－31－1810） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町花岡（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 モイベツ左の沢（Ⅲ－31－136） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 春日南の沢（Ⅲ－31－137） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 春日東1の沢（Ⅲ－31－138） (2) 土砂災害警戒区域の表示 勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
--	--

- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
春日三区の沢（Ⅲ－31－140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
勇払郡むかわ町春日（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
平安川二本沢川（Ⅱ－72－0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町緋牛内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東18号の沢川（Ⅱ－72－1310）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町二区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ポコノ左の沢川（Ⅱ－72－1330）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町忠志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ポコノ沢川（Ⅱ－72－1340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町忠志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東栄の沢川（Ⅱ－72－1350）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町忠志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
- 23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊実1の沢川（Ⅰ－72－1400）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町豊実（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
トイカ1の沢川（Ⅱ－72－1510）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町北登（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
キャンプ場の沢川（Ⅲ－72－001）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町忠志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東十六号の沢川（Ⅲ－72－056）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町二区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東十七号右沢川（Ⅲ－72－057）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町二区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東十七号左2沢川（Ⅲ－72－059）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町二区（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東十八号右の沢川（Ⅲ－72－060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町二区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
下屯田橋右の沢川（Ⅲ－72－061）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町一区、端野町二区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
忠志1の沢川（Ⅲ－72－064）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町忠志（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
豊実4の沢川（Ⅲ－72－067）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市端野町豊実（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭町の沢川（Ⅰ－72－0830）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町旭中央、留辺蘂町旭東（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
公園沢川（Ⅱ－72－0840）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 北見市留辺蘂町旭一区（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭川（Ⅰ－72－0850）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
北見市留辺蘂町旭一区、留辺蘂町大富（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年2月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取荷負1（Ⅰ－3－346－1986）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町字荷負（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平取荷負2（Ⅰ－3－347－1987）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
沙流郡平取町字荷負（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 鵜川有明 1 (Ⅱ-3-38-1211)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町有明 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鵜川有明 2 (Ⅱ-3-39-1212)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町有明 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
鵜川有明 3 (Ⅱ-3-40-1213)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町有明 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
春日東 2 の沢 (Ⅲ-31-139)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
勇払郡むかわ町春日 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
端野緋牛内 2 (Ⅱ-7-80-1927)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市端野町緋牛内 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
平安沢川 (Ⅱ-72-0030)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市端野町緋牛内 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
山川の沢川 (Ⅱ-72-0040)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市端野町緋牛内 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
松枝川 2 の沢川 (Ⅱ-72-0050)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市端野町川向 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
15号の沢川 (Ⅰ-72-1300)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
北見市端野町二区、端野町三区 (次の図のとおり)
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 小幡川左の沢川（Ⅱ－72－1320） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町一区、端野町忠志（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 忠志の沢川（Ⅱ－72－1360） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町忠志（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 南九線東の沢川（Ⅲ－72－002） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町協和（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東十七号左1沢川（Ⅲ－72－058） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町二区（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 下屯田橋左の沢川（Ⅲ－72－062）	(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町二区（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 忠志橋の沢川（Ⅲ－72－063） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町忠志（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 豊栄橋の沢川（Ⅲ－72－065） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 北見市端野町豊実（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総合振興局告示及び振興局告示</td></tr> <tr> <td colspan="2"> 北海道渡島総合振興局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年2月9日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車（乗用自動車） 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 平成30年2月1日 </td></tr>	総合振興局告示及び振興局告示		北海道渡島総合振興局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年2月9日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車（乗用自動車） 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 平成30年2月1日	
総合振興局告示及び振興局告示					
北海道渡島総合振興局告示第10号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成30年2月9日 北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自動車（乗用自動車） 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換） 2 落札を決定した日 平成30年2月1日					

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 函館スズキ販売株式会社
(2) 住 所 函館市亀田本町36番6号

4 落札金額

1,250,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年12月22日付け北海道渡島総合振興局告示第153号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道上川総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月9日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 乗用自動車（軽自動車） 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）
(2) 乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車2台と交換）
(3) 乗用自動車 1台（乗用自動車1台と交換）
(4) 貨物兼乗用自動車 1台（貨物兼乗用自動車1台と交換）
(5) 貨物兼乗用自動車 1台

2 落札を決定した日

平成30年1月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)

ア 氏 名 旭川スズキ販売株式会社
イ 住 所 旭川市永山2条1丁目4番9号

- (2) 1の(2)

ア 氏 名 旭川日産自動車株式会社
イ 住 所 旭川市神居4条1丁目1番37号

- (3) 1の(3)

ア 氏 名 ネットヨタたいせつ株式会社
イ 住 所 旭川市永山3条12丁目1番7号

- (4) 1の(4)及び(5)

ア 氏 名 トヨタカローラ旭川株式会社
イ 住 所 旭川市忠和5条8丁目2番11号

4 落札金額

- (1) 850,000円
(2) 869,660円
(3) 1,817,075円
(4) 1,350,000円
(5) 1,543,320円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年12月12日付け北海道上川総合振興局告示第163号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課需品係
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川総合振興局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月9日

北海道上川総合振興局長 渡 辺 明 彦

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油（旭川地区その1） 178,500リットル

イ A重油（旭川地区その2） 290,000リットル

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S規格 1種2号

- (3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年2月9日（金）から同年3月16日（金）まで（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課需品係
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川総合振興局総務課需品係
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎2階204会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課需品係）
- (2) 入札日時 平成30年3月23日（金）午後2時30分（送付による場合は、同月22日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初に係る入札の公告
平成29年9月8日付け北海道上川総合振興局告示第134号
- 8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道上川総合振興局総務課需品係
- (2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
- (3) 電話番号 0166-46-5907
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 178,500 liters
- b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 290,000 liters
- B Bid tendering date and time : 2 : 30 P.M., March 23, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 22, 2018)
- C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5907

北海道オホーツク総合振興局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月9日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量
 ア デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式
 イ 調達台数及び調達予定枚数
 1台及び1か月当たり モノクロ500枚
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
 なお、この契約は地方自治法234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付す。
- (4) 納入場所 北海道オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号又は平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速（おおむね2時間以内）なアフターサービス（消耗品の供給（用紙を除く。））・メンテナンスの体制が整備されていること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年2月13日（火）から同月22日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 098-1607 紋別郡興部町字興部708番地
 北海道オホーツク総合振興局西部森林室管理課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

- 4 契約条項を示す場所
 北海道オホーツク総合振興局西部森林室管理課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 紋別郡興部町字興部708番地 北海道オホーツク総合振興局西部森林室1階会議室（送付による場合は、郵便番号 098-1607 紋別郡興部町字興部708 北海道オホーツク総合振興局西部森林室管理課）
- (2) 入札日時 平成30年3月6日（火）午前11時（送付による場合は、同月5日（月）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
 平成29年7月28日付け北海道オホーツク総合振興局告示第109号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道オホーツク総合振興局西部森林室のホームページ（<http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssr/index.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書の作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 有効な入札をした者のうち、全ての入札金額（単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低である者を落札者とする。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を

講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局西部森林室管理課
- (2) 所 在 地 郵便番号 098-1607 紋別郡興部町字興部708番地
- (3) 電 話 番 号 0158-82-2158

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : a Lease of a copying machine 1 set
- B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., March 6, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than March 5, 2018)
- C Contact : Administrative Division, Office of Western Forestry Management, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Banchi 708, Aza-okoppe, Okoppe-cho Monbetsu-gun, Hokkaido, 098-1607, Japan
Phone : 0158-82-2158

北海道オホーツク総合振興局告示第36号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月9日

北海道オホーツク総合振興局長 根布谷 禎 一

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 貨物兼乗用自動車 2台（交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方から調達する。）
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成30年3月30日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（自動車）資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年2月9日（金）から同月14日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係）

- (2) 入 札 日 時 平成30年2月19日（月）午後1時30分（送付による場合は、同月16日（金）までに必着）

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成29年12月15日付け北海道オホーツク総合振興局告示第162号

8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 版用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道オホーツク総合振興局のホームページ（http://www.okhotsk.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatsuannai.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課 (2) 所 在 地 郵便番号 093－8585 網走市北7条西3丁目 (3) 電 話 番 号 0152－41－0608 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Car 2 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., February 19, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than February 16, 2018) C Contact : Administrative Division Department of Regional Policy, Okhotsk General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Kita 7-jo Nishi 3-chome Abashiri, Hokkaido 093-8585 Japan Phone : 0152-41-0608	平成30年2月9日 北海道教育庁石狩教育局長 馬 橋 功 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 (1) パーソナルコンピュータ 石狩A地区 155台 一式 (2) パーソナルコンピュータ 石狩B地区 152台 一式 (3) パーソナルコンピュータ 石狩C地区 156台 一式 (4) パーソナルコンピュータ 石狩D地区 164台 一式 (5) パーソナルコンピュータ 石狩E地区 146台 一式 (6) パーソナルコンピュータ 石狩F地区 135台 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成30年1月16日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(5) ア 氏 名 大丸株式会社 イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地 (2) 1の(2) ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地 (3) 1の(3) ア 氏 名 株式会社つうけんアクティブ イ 住 所 札幌市中央区南20条西10丁目3番5号 (4) 1の(4) ア 氏 名 株式会社H B A イ 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8 (5) 1の(6) ア 氏 名 北海道日興通信株式会社 イ 住 所 札幌市中央区大通東7丁目12番地33 4 随意契約に係る契約金額 (1) 17,932,860円 (2) 17,816,544円 (3) 17,943,120円 (4) 19,164,384円 (5) 17,194,248円 (6) 15,571,440円 5 契約の相手方を決定した手続
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁石狩教育局告示第6号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。	

随意契約

6 随意契約による理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の2第1項第8号による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁上川教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月9日

北海道教育庁上川教育局長 中 島 康 則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア	A重油その1（特別支援西地域）	166,000リットル
イ	A重油その2（特別支援東地域）	172,000リットル
ウ	A重油その3（旭川北地域）	169,000リットル
エ	A重油その4（旭川西地域）	143,000リットル
オ	A重油その5（旭川東地域）	135,000リットル
カ	A重油その6（旭川南地域）	189,000リットル
キ	A重油その7（東川地域）	117,000リットル
ク	A重油その8（美瑛地域）	30,000リットル
ケ	A重油その9（上川地域）	23,000リットル
コ	A重油その10（愛別地域）	33,000リットル
サ	A重油その11（美深地域）	207,000リットル
シ	A重油その12（下川地域）	34,000リットル
ス	A重油その13（名寄地域）	207,000リットル
セ	A重油その14（士別地域）	51,000リットル
ソ	A重油その15（富良野地域）	173,000リットル

アからソまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 A重油 J I S 1種2号

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年2月9日（金）から同年3月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎1階103号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時

ア	1の(1)のア	平成30年3月23日（金）午前9時
イ	1の(1)のイ	平成30年3月23日（金）午前9時20分
ウ	1の(1)のウ	平成30年3月23日（金）午前9時35分
エ	1の(1)のエ	平成30年3月23日（金）午前10時

オ 1の(1)のオ 平成30年3月23日(金)午前10時25分 カ 1の(1)のカ 平成30年3月23日(金)午前10時50分 キ 1の(1)のキ 平成30年3月23日(金)午前11時15分 ク 1の(1)のク 平成30年3月23日(金)午前11時35分 ケ 1の(1)のケ 平成30年3月23日(金)午後1時15分 コ 1の(1)のコ 平成30年3月23日(金)午後1時30分 サ 1の(1)のサ 平成30年3月23日(金)午後1時45分 シ 1の(1)のシ 平成30年3月23日(金)午後2時 ス 1の(1)のス 平成30年3月23日(金)午後2時15分 セ 1の(1)のセ 平成30年3月23日(金)午後2時35分 ソ 1の(1)のソ 平成30年3月23日(金)午後2時50分 (送付による場合は、同月22日(木)午後4時までに必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛名を明記したもの)及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁上川教育局のホームページ(http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatuιyιouhou.htm)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織	(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0166-46-5862 11 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : a Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 166,000 liters b Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 172,000 liters c Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 169,000 liters d Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 143,000 liters e Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 135,000 liters f Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 189,000 liters g Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 117,000 liters h Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 30,000 liters i Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 23,000 liters j Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 33,000 liters k Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 207,000 liters l Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 34,000 liters m Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 207,000 liters n Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 51,000 liters o Fuel oil A (JIS class 1, No 2) 173,000 liters B Bid tendering date and time : a 9:00 A.M., March 23, 2018 b 9:20 A.M., March 23, 2018 c 9:35 A.M., March 23, 2018 d 10:00 A.M., March 23, 2018 e 10:25 A.M., March 23, 2018 f 10:50 A.M., March 23, 2018 g 11:15 A.M., March 23, 2018 h 11:35 A.M., March 23, 2018 i 1:15 P.M., March 23, 2018 j 1:30 P.M., March 23, 2018 k 1:45 P.M., March 23, 2018 l 2:00 P.M., March 23, 2018 m 2:15 P.M., March 23, 2018 n 2:35 P.M., March 23, 2018
---	--

○ 2:50 P.M., March 23, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 22, 2018)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1,
Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan
Phone : 0166-46-5862

北海道教育庁上川教育局告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月9日

北海道教育庁上川教育局長 中 島 康 則

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア 灯油その1（旭川北地域）	95,500リットル
イ 灯油その2（旭川西地域）	32,400リットル
ウ 灯油その3（旭川東地域）	27,300リットル
エ 灯油その4（旭川南地域）	21,400リットル
オ 灯油その5（東川地域）	28,400リットル
カ 灯油その6（美瑛地域）	6,500リットル
キ 灯油その7（上川地域）	7,000リットル
ク 灯油その8（愛別地域）	2,100リットル
ケ 灯油その9（美深地域）	17,300リットル
コ 灯油その10（下川地域）	11,400リットル
サ 灯油その11（名寄地域）	97,900リットル
シ 灯油その12（士別地域）	12,600リットル
ス 灯油その13（富良野地域）	44,900リットル

アからスまでについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 灯油 J I S 1号

(3) 契約期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第

15号に規定する物品の購入（暖房燃料）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年2月9日（金）から同年3月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時（最終日のみ正午）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎1階
103号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のア 平成30年3月23日（金）午前9時35分

イ 1の(1)のイ 平成30年3月23日（金）午前10時

ウ 1の(1)のウ 平成30年3月23日（金）午前10時25分

エ 1の(1)のエ 平成30年3月23日（金）午前10時50分

オ 1の(1)のオ 平成30年3月23日（金）午前11時15分

カ 1の(1)のカ 平成30年3月23日（金）午前11時35分

キ 1の(1)のキ 平成30年3月23日(金)午後1時15分 ク 1の(1)のク 平成30年3月23日(金)午後1時30分 ケ 1の(1)のケ 平成30年3月23日(金)午後1時45分 コ 1の(1)のコ 平成30年3月23日(金)午後2時 サ 1の(1)のサ 平成30年3月23日(金)午後2時15分 シ 1の(1)のシ 平成30年3月23日(金)午後2時35分 ス 1の(1)のス 平成30年3月23日(金)午後2時50分 (送付による場合は、同月22日(木)午後4時までには必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る 返信用封筒(宛名を明記したもの)及び重量150グラムに見合 う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、 契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道教育庁上川教育局のホームページ(http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatujyouhou.htm) においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講 じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、 次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室 (2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 (3) 電 話 番 号 0166-46-5862 11 Summary	A Nature and quantity of the products to be procured : a Kerosene (JIS, No 1) 95,500 liters b Kerosene (JIS, No 1) 32,400 liters c Kerosene (JIS, No 1) 27,300 liters d Kerosene (JIS, No 1) 21,400 liters e Kerosene (JIS, No 1) 28,400 liters f Kerosene (JIS, No 1) 6,500 liters g Kerosene (JIS, No 1) 7,000 liters h Kerosene (JIS, No 1) 2,100 liters i Kerosene (JIS, No 1) 17,300 liters j Kerosene (JIS, No 1) 11,400 liters k Kerosene (JIS, No 1) 97,900 liters l Kerosene (JIS, No 1) 12,600 liters m Kerosene (JIS, No 1) 44,900 liters B Bid tendering date and time : a 9:35 A.M., March 23, 2018 b 10:00 A.M., March 23, 2018 c 10:25 A.M., March 23, 2018 d 10:50 A.M., March 23, 2018 e 11:15 A.M., March 23, 2018 f 11:35 A.M., March 23, 2018 g 1:15 P.M., March 23, 2018 h 1:30 P.M., March 23, 2018 i 1:45 P.M., March 23, 2018 j 2:00 P.M., March 23, 2018 k 2:15 P.M., March 23, 2018 l 2:35 P.M., March 23, 2018 m 2:50 P.M., March 23, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 4:00 P.M., March 22, 2018) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan Phone : 0166-46-5862 北海道教育庁上川教育局告示第6号
---	---

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年2月9日

北海道教育庁上川教育局長 中 島 康 則

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ 上川A地区 113台 一式
- (2) パーソナルコンピュータ 上川B地区 191台 一式
- (3) パーソナルコンピュータ 上川C地区 130台 一式

2 落札を決定した日

平成29年12月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 株式会社栄進堂
イ 住 所 留萌市栄町2丁目5番28号
- (2)ア 氏 名 株式会社コンピューター・ビジネス
イ 住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号
- (3)ア 氏 名 株式会社サイトー
イ 住 所 旭川市神楽岡14条7丁目1番22号

4 落札金額

- (1) 14,061,708円
- (2) 23,515,920円
- (3) 16,265,880円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成29年11月28日付け北海道教育庁上川教育局告示第50号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 立 病 院 局 告 示

北海道道立病院局告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年2月9日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア A重油 J I S 1種1号
北海道立羽幌病院 216,000リットル

イ A重油 J I S 1種2号
(ア) 北海道立江差病院 392,000リットル
(イ) 北海道立緑ヶ丘病院 516,000リットル
(ウ) 北海道立向陽ヶ丘病院 168,000リットル
ア及びイの(ア)から(ウ)までについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（油脂・燃料類）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年2月9日（金）から同年3月9日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道道立病院局病院経営課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道道立病院局病院経営課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階保健福祉部1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道道立病院局病院経営課）
- (2) 入札日時 平成30年3月22日（木）午前10時（送付による場合は、同月20日（火）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道道立病院局のホームページ（<http://pref.hokkaido.lg.jp/db/bkk/kaiirekariire2.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
北海道道立病院局財務規程（平成29年北海道病院事業管理規程第18号）第228条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道道立病院局病院経営課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目
- (3) 電話番号 011-204-5232

- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
Fuel oil (JIS class 1 No 1) 216,000 liters for Haboro hospital
Fuel oil (JIS class 1 No 2) 392,000 liters for Esashi hospital
Fuel oil (JIS class 1 No 2) 516,000 liters for Midorigaoka hospital
Fuel oil (JIS class 1 No 2) 168,000 liters for Kouyogaoka hospital
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., March 22, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 20, 2018)
- C Contact : Bureau of Prefectural Hospitals, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5232
-